

2018年9月14日
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社

弊社元社員への有罪判決について

弊社の社員（当時）が、故・西部邁氏の自殺に関与したとして自殺ほう助の罪に問われた裁判で、東京地方裁判所は本日、懲役2年執行猶予3年の有罪判決を言い渡しました。

弊社としては、今回の元社員に対する判決を重く受け止めております。

このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、関係者の皆様、視聴者の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、このような事件が二度と起きないように社員への指導・教育を徹底してまいります。

当該社員については、9月12日に懲戒解雇としております。

以上